

決 定 書

1 請 求 人

住所 省略

氏名 省略

2 請 求 年 月 日

令和 8 年 7 月 15 日

3 請 求 の 要 旨

請求事項については、請求人の請求事項ア～ウについて主に以下 2 点であるとして整理する。

ア 浜田市議会文教厚生委員会の行政視察に係る旅費の概算払い手続きを行うことができなかったのは、議会事務局側の明白な過失である。

また、議員から正式な委任もないまま、職員個人のクレジットカード等を使用し、参加者 8 名分の航空券及び宿泊費の事前一括決済を行い、これら議会事務局側の事務遅延及び不適切な事前決済を隠蔽・追認させるため委任状による後追い処理を強要し、これに応じない議員に対し、予約のキャンセルを通告した。

これら議会事務局のミス及び不適切な事前決済の解約等により発生した（または発生するおそれのある）解約手数料等の公金支出の差し止め又は支出済みの場合は対象職員へ損害賠償を請求するとともに、議会事務局内における不適切な個人クレジットカードを用いた一括決済（ポイントの私的取得の有無含む）及び後追い委任手続きに関する実態調査と、関係職員の懲戒処分等の厳正な処分を求める。

イ 行程表の致命的な記載不備、視察現場における議員の置き去り、配車手配の怠慢による視察先への 30 分の大遅刻による本市議会の信用失墜行為など、随行職員としての職務怠慢を理由として、旅費、人件費の返還請求と不支給措置を行うよ

う求める。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。

(2) 理由

法第 242 条第 1 項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

（請求事項 ア）

本件請求において請求人は、①違法・不当な事前手配及び事務遅延により発生したキャンセル料等の差し止め又は支出済みの場合は対象職員への損害賠償請求、②議会事務局内における不適切な職員個人のクレジットカードを用いた一括決済、ポイントの私的取得の有無及び後追い委任手続きに関する実態調査、③関係職員の懲戒処分等の厳正な処分を求めている。

まず、①については、予約のキャンセルにより航空券のキャンセル料 8,880 円が発生しているものの、令和 8 年 8 月 5 日に同キャンセル料を含まない額で当該職員に対して旅費の精算払いがなされていることから、キャンセル料を公金支出したことによる損害は発生していない事実を確認している。

次に、②については、措置請求日時点でクレジットカード決済により取得したポイントの扱いに関する規定が、浜田市職員等の旅費に関する条例、条例施行規則にない。請求人は、公金である旅費の一括決済によって生じた取得ポイントは不当利得に当たると主張するが、クレジットカード決済により取得したポイントを

市に精算（戻入）する定めが、措置請求日時点で市の規定に存在しないため、不当利得の返還請求権は発生しない。

また、委任状は旅費の支払いに関する代理権のみを委任するものであり、委任状の徴取の時期が市に財務会計上の損害を発生せしめるものではない。

以上、①、②に関して市に財務会計上の損害は発生しておらず、また発生するおそれもない。

なお、③については、懲戒処分の原因となるべき行為が①、②を踏まえると「概算払い手続きを行うことができなかった点においての過失」、「議員からの正式な委任を得ない不適切な旅行手配、事前一括決済」に限定され、市の財務会計上の損害発生の原因になり得ないため、住民監査請求における監査対象とはしない。

（請求事項 イ）

本件請求において請求人は、行程表の致命的な記載不備、視察現場における議員の置き去り、配車手配の怠慢による視察先への30分の大遅刻により招いた本市議会の信用失墜など、随行職員としての職務怠慢を理由とする旅費、人件費の返還請求または不支給措置を行うよう勧告することを求めている。

旅費の支給に当たっては、浜田市職員等の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という。）第3条第1項に「職員が出張した場合は、当該職員に対し旅費を支給する。」と規定され、実際に出張命令どおりに出張しているため、支給すべきものである。また、旅費条例第23条には、条例又は規則に違反して支給を受けた場合の旅費の返納について規定されているが、今回の旅費は例規の規定に基づき精算されているため、返納理由がない。

また、人件費についても、浜田市職員の給与の支給に関する条例（以下、「給与条例」という。）第32条に、「職員が勤務しないときは、（中略）その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。」と規定があるのみであり、職務怠慢を理由とした減額規定は存在しない。

仮に、職務怠慢により減給を伴う懲戒処分がなされた場合は、当然給与は減額して支給されるため、市に損害は発生し得ない。

よって、本件請求は請求人が主張する、法第 242 条に規定される「違法若しくは不当な公金の支出」に当たる事実がないことから、住民監査請求の要件を満たしておらず、不適法であると判断せざるを得ず、本件請求には理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により主文のとおり決定する。

なお、今回の事案の発生は、出張における旅行手配の手順及び旅行代金の職員個人のクレジットカードによる決済の可否、付与ポイントの取扱いについて明確なルールが存在しないことが一因であるため、市民から公私混同の疑念を持たれないためにも、市長においてはこれら取扱いについて検討されたい。